

1 制限措置

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
1	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網） （県外船）	120	5トン未満		別記1	4月1日から翌年3月31日まで	大分県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と大分県の間の入漁協定に基づいて入漁する者
2	小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網） （県外船）	64	5トン未満		別記2	4月1日から翌年3月31日まで	愛媛県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者
3	きす流刺し網 （県外船）	3	5トン未満	定めなし	別記3	4月1日から11月30日まで	愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者
4	たい・はも・あなご・ふぐはえ縄 （県外船）	10	5トン未満※	定めなし	別記4	4月1日から翌年3月31日まで	愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者

※前年度5トン以上の船舶で許可を受けている者については、前年度許可証に記載してある総トン数以下

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
5	いか巣網 (県外船)	50	5トン未満	定めなし	別記5	3月20日から 5月31日まで	福岡県において同様の漁業種類を営む者かつ福岡県北九州市門司区大字柄杓田に漁業根拠地を有する者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者
6	いか巣網 (県外船)	50	5トン未満	定めなし	別記6	3月25日から 5月31日まで	福岡県において同様の漁業種類を営む者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者
7	小型機船底びき網手繰第二種(えびこぎ網) (県外船)	上限なし	5トン未満		別記7	6月1日から 翌年2月末日まで	福岡県において小型機船底びき網手繰第二種漁業の許可を有する者であって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における小型機船底びき網漁業の調整に関する協定により締結された山口県と福岡県の間の入漁協定に基づいて入漁する者
8	さより船びき網	2	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火にあつては、60キロワット(30馬力)以下)	山口県内海	10月10日から 翌年5月10日まで	山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者

整理番号	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
9	ふぐはえ縄	1	5トン未満	定めなし	山口県内海	8月1日から翌年7月31日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者
10	小型機船底びき網手繰第三種（桁網）	2	5トン未満		山口県内海	11月10日から翌年4月19日まで	山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者
11	かにかご	1	5トン未満	定めなし	別記8	1月1日から12月31日まで	山口県宇部市（大字東岐波を除く）に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

- ・ 整理番号1から6、8、10に係るもの
令和8年2月28日から令和8年3月6日まで（7日）
- ・ 整理番号7に係るもの
令和8年4月1日から令和8年4月30日まで（一月）
- ・ 整理番号9、11に係るもの
令和8年2月28日から令和8年3月31日まで（一月）

3 許可の有効期間

- ・ 整理番号1、2、4に係るもの
1年間
- ・ 整理番号3に係るもの
令和8年4月1日から令和8年11月30日まで
- ・ 整理番号5に係るもの
令和8年3月20日から令和8年5月31日まで
- ・ 整理番号6に係るもの
令和8年3月25日から令和8年5月31日まで
- ・ 整理番号7に係るもの
令和8年6月1日から令和9年2月末日まで
- ・ 整理番号8～11に係るもの
許可の有効期間の末日は、既存同許可の有効期間の末日と同日とする。

※ 小型機船底びき網漁業の「推進機関の馬力数」は、令和2年11月16日付農林水産省告示第2230号「漁業の許可及び取締り等に関する省令第71号第4号の農林水産大臣があらかじめ指定した水域において都道府県知事が許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度を定める件」において、瀬戸内海において許可をすることができる船舶の馬力数の最高限度は48キロワット（15馬力）と定められている。

【別記 1】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点の位置

- ア 山陽小野田市大字小野田本山岬南端
- イ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市簗島頂上に至る線の中央点と点ウを結ぶ線と点アと大分県中津市小祝漁港の旧突堤の先端（灯台跡）に設置した標識から296度20分80mの点とを結ぶ線（以下「A線」という。）との交点
- ウ 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤燈台に至る線との交点
- エ 山口県宇部市大字東岐波丸尾崎東端と大分県宇佐市豊前長州港導流堤灯台とを結ぶ線と、山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村姫島三ツ石鼻西端とを結ぶ線との交点
- オ 山口県防府市向島タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村姫島観音埼突端とを結ぶ線と、点カと大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端とを結ぶ線との交点
- カ 防府市大字江泊竜ヶ崎突端

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）
（大分県からの入漁）

【別記 2】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域

点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アカズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点

- へ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ハウジロ島灯台から南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端
- オ 山口県下松市笠戸島モ埼
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）
（愛媛県からの入漁）

【別記3】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域のうち、別紙1に掲げる区域及び共第137号の区域を除いた区域点の位置

- イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻
- ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点
- ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点
- ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点
- ホ へと愛媛県大洲市長浜町青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点
- へ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から真方位南へ5,000メートルの点
- ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から真方位南へ5,000メートルの点
- チ 山口県熊毛郡上関町ハウジロ島灯台から真方位南へ5,000メートルの点
- リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点
- ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点
- ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端

- オ 山口県下松市笠戸島モ埼
- ワ 山口県光市杵崎
- カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎
- ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端
- タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

別紙 1

次の点 A、1、2、3、4、5、6、M、7、8、N を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

- 基点
- A 光市大字浅江周南流下域下水道浄化センター埋立地南西端から護岸沿いに東へ89.5メートルの点に設置した標柱
 - B 光市大字牛島南端
 - C 防府市大字野島翁多鼻南端
 - D 熊毛郡上関町大字祝島北東端
 - E 下松市笠戸島火振崎南西端
 - F 熊毛郡平生町大字佐合島北端
 - G 光市大字牛島尾島平岩
 - H 光市大字室積村楫取崎南端
 - I 光市大字牛島尾島東端
 - J 熊毛郡上関町大字八島平根崎燈台基部
 - K 熊毛郡上関町祝島南西端
 - L 熊毛郡上関町大字ハウジロ島ハウジロ燈台基部
 - M 柳井市平郡ハンドウ島西端
 - N 熊毛郡上関町と柳井市との最大高潮時海岸線における境界点
 - O 柳井市平郡櫛崎南端
 - P 熊毛郡上関町横島岩戸
 - Q 柳井市平郡字下深野沢の池西側角
 - R 熊毛郡上関町大字室津千葉崎南東端
- 点
- 1 A から 199 度の線と B と C とを結んだ線との交点
 - 2 F から G を見通した線と D と E とを結んだ線との交点
 - 3 H から I を見通した線と J から K を見通した線との交点
 - 4 L から 180 度 3, 000 メートルの点
 - 5 J から 160 度 3, 000 メートルの点
 - 6 J から 115 度 4, 000 メートルの点
 - 7 O と P とを結んだ線の中央点
 - 8 M と N とを結んだ線と Q と R とを結んだ線との交点

〈備考〉 漁業種類：きす流刺し網（愛媛県からの入漁）

【別記4】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ルの各点を順次結んだ線、オ、ワの点を結んだ線及びカ、ヨ、タの点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた山口県海域

点の位置

イ 山口県大島郡周防大島町瀬戸ヶ鼻

ロ 山口県岩国市柱島新宮鼻と愛媛県松山市二神島水尻鼻とを結んだ線と同市怒和島アカズワ崎と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端とを結んだ線との交点

ハ 愛媛県松山市二神島南西端と山口県大島郡周防大島町片島南東端とを結んだ線の中央点

ニ 愛媛県大洲市青島南端と山口県大島郡周防大島町小水無瀬島南端を結んだ線の中央点

ホ ヘと愛媛県大洲市青島北端を結んだ線と同島西端を中心として半径5,000メートルの西方円周上との交点

ヘ 山口県柳井市平郡島五十谷鼻から南へ5,000メートルの点

ト 山口県熊毛郡上関町八島平根崎から南へ5,000メートルの点

チ 山口県熊毛郡上関町ホウジロ島灯台から南へ5,000メートルの点

リ ヌと愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬西端を結んだ線上、ヌから5,000メートルの点

ヌ 山口県熊毛郡上関町祝島西端と大分県東国東郡姫島村柱ヶ岳鼻を結んだ線上祝島西端から5,000メートルの点

ル 山口県下松市笠戸島火振岬南端

オ 山口県下松市笠戸島モ埼

ワ 山口県光市杵崎

カ 山口県熊毛郡上関町大字室津千葉崎

ヨ 山口県大島郡周防大島町下荷内島南端

タ 山口県大島郡周防大島町大字戸田法師崎

〈備考〉 漁業種類：たい・はも・あなご・ふぐはえ縄（愛媛県からの入漁）

【別記5】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1の区域」という。）、ホ、ヘ、カ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2-1の区域」という。）、ヘ、ト、ワ、ヲ、カ、ヘの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2-2の区域」という。）及びト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「3の区域」という。）

- イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下「A線」という。）と、下関市長府宮崎町串崎東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結んだ線（以下「B線」という。）との交点
- ロ A線の中央点
- ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線（以下「C線」という。）と、山陽小野田市町大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点（以下「D点」という。）とロを結んだ線との交点
- ニ B線とC線との交点
- ホ C線とD点とへとを結んだ線との交点
- へ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点
- ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島頂上とを結んだ線の中央点
- チ リから182度8, 200メートルの点
- リ 下関南東水道第4号灯浮標
- ヌ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度（真方位）5, 300メートルの点
- ル 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度（真方位）4, 500メートルの点
- ヲ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度（真方位）4, 800メートルの点
- ワ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とトを結んだ線と、ルとヲを結んだ線との交点
- カ ホとヲとを結んだ線とへと中国電力新小野田発電所煙突を結んだ線との交点

〈備考〉 漁業種類：いか巣網（福岡県柄杓田からの入漁）

【別記6】

次に掲げるイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「1の区域」という。）、ホ、へ、ト、ワ、ヲ、ホの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「2の区域」という。）及びト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、トの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域（以下「3の区域」という。）

- イ 下関市満珠島東端と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線（以下「A線」という。）と、下関市長府宮崎町串崎東端と山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度

- 8分1秒)とを結んだ線(以下「B線」という。)との交点
- ロ A線の中央点
- ハ 下関市大字形山青山頂上から同市満珠島灯台を見通した線(以下「C線」という。)と、山陽小野田市町大字郡旧宮崎鼻南端(世界測地系：北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒)と北九州市門司区部埼灯台とを結んだ線の中央点(以下「D点」という。)とロを結んだ線との交点
- ニ B線とC線との交点
- ホ C線とD点とへとを結んだ線との交点
- へ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と北九州市門司区網の鼻突端とを結んだ線の中央点
- ト 山陽小野田市大字小野田本山岬南端と福岡県行橋市蓑島頂上とを結んだ線の中央点
- チ リから182度8, 200メートルの点
- リ 下関南東水道第4号灯浮標
- ヌ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から199度(真方位)5, 300メートルの点
- ル 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から198度(真方位)4, 500メートルの点
- ヲ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端から267度(真方位)4, 800メートルの点
- ワ 山陽小野田市大字小野田本山岬南端とトを結んだ線と、ルとヲを結んだ線との交点

〈備考〉 漁業種類：いか巣網(福岡県柄杓田以外からの入漁)

【別記7】

次に掲げる各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

点の位置

- ア 下関市火の山下潮流信号所
- イ アから北九州市門司区門司埼灯台に至る線の中央点
- ウ 下関市串崎突端から173度1, 530メートルの点
- エ 下関市満珠島灯台から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点
- オ 山陽小野田市旧宮崎鼻南端(北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒)から北九州市門司区部埼灯台に至る線の中央点
- カ 山陽小野田市本山岬南端から北九州市門司区網の鼻突端に至る線の中央点
- キ 山陽小野田市本山岬南端から行橋市蓑島頂上に至る線の中央点(北緯33度30分12秒、東経131度5分57秒)

ク 宇部市丸尾崎突端から福岡県と大分県との最大高潮時海岸線における境界点（以下「A点」という。）に至る線と宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱から大分県宇佐市豊前長洲港導流堤灯台に至る線との交点とキとを結ぶ線と、A点から6度15分の線と行橋市叢島頂上から大分県豊後高田市長崎鼻突端に至る線との交点（北緯33度43分15秒、東経131度12分11秒）からケに至る線との交点（北緯33度49分56秒、東経131度14分8秒）

ケ 宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱

〈備考〉 漁業種類：小型機船底びき網手繰第二種（えびこぎ網）
（福岡県からの入漁）

【別記8】

山口県内海のうち、共同漁業権設定区域を除く区域。ただし、次の区域はこの限りではない。

- 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、ト、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のNを中心とした半径800メートルの円周によって囲まれた区域を除く。）
基点A 山口市深溝藤尾鼻東端
基点B 秋穂二島幸崎西端
基点C 防府市向島牛ヶ頸南端
基点D 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
基点E 大字沖宇部芝中沖埋立地－10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識
基点F 福岡県と大分県との境界（山国川河口中央点）
基点G 防府市野島定兼鼻南端
基点H 周南市との最大高潮時海岸線における境界点
基点I 野島天石鼻西端
基点J 向島タズノ鼻南端
基点K 周南市馬島金ヶ崎南西端
基点L 大津島丸山鼻北端
基点M 防府市大字西浦地藏鼻南端に設置した標柱
基点N 佐波島頂上
点イ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とCとDとを結んだ線との交点
点ロ AとBとを結んだ線の中央点から183度の線とEとFとを結んだ線の中央点とGとを結んだ線との交点
点ハ Gから255度2,700メートルの点
点ニ HとIとを結んだ線とJとKとを結んだ線との交点
点ホ HとIとを結んだ線とJとLとを結んだ線との交点
点へ Jから180度1,000メートルの点
点ト CとDとを結んだ線とMとNとを結んだ線との交点

- 次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（次のトを中心とした半径80メートルの円周によって囲まれた区域を除く。）

- 基点 A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱
- 基点 B 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地-10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識
- 基点 C 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点)
- 基点 D 山口市深溝藤尾鼻東端
- 基点 E 〃 秋穂二島幸崎西端
- 基点 F 防府市野島定兼鼻南端
- 基点 G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
- 基点 H 防府市向島牛ヶ頸南端
- 基点 I 宇部市亀浦4丁目に設置した標柱
- 点イ Aから180度4,400メートルの点
- 点ロ BとCとを結んだ線の中央点
- 点ハ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とロとFとを結んだ線との交点
- 点ニ DとEとを結んだ線の中央点から183度の線とGとHとを結んだ線との交点
- 点ホ Iから180度6,000メートルの点
- 点へ BとCとを結んだ線上Bから6,500メートルの点
- 点ト 北緯33度49分45秒東経131度13分(日本測地系による位置)の点(北緯33度49分56.798秒東経131度12分51.353秒(世界測地系による位置)の点)

3 次のA、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、へ、Kの各点を順次結んだ線、LとMとを結んだ線及びNとOとを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域(次のト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ、Dの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。)

- 基点 A 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ1,080メートルの点に設置した標柱
- 基点 B 〃 大字沖宇部芝中沖埋立地-10.0メートル岸壁西端から西へ120メートルの点に設置した標識
- 基点 C 福岡県と大分県との境界(山国川河口中央点)
- 基点 D 宇部市亀浦4丁目に設置した標柱
- 基点 E 山口市深溝藤尾鼻東端
- 基点 F 〃 秋穂二島幸崎西端
- 基点 G 宇部市八王子町宇部岬漁港八号護岸南東端
- 基点 H 防府市向島牛ヶ頸南端
- 基点 I 宇部市大字東岐波月崎南端
- 基点 J 山口市竹島南西端
- 基点 K 宇部市と山口市との最大高潮時海岸線における境界点
- 基点 L 〃 厚東川宇部線鉄橋右岸南角
- 基点 M 〃 厚東川宇部線鉄橋左岸南角
- 基点 N 〃 真締川宇部線鉄橋右岸南角
- 基点 O 〃 真締川宇部線鉄橋左岸南角
- 基点 P 〃 大字沖宇部東見初埋立地護岸南東端
- 基点 Q 〃 宇部岬漁港旧防波堤灯台跡に設置した標識
- 点イ Aから180度4,400メートルの点
- 点ロ BとCとを結んだ線上Bから6,500メートルの点

点ハ D から 1 8 0 度 6 , 0 0 0 メートルの点
 点ニ E と F とを結んだ線の中央点から 1 8 3 度の線と G と H とを結んだ線との交点
 点ホ E と F とを結んだ線の中央点から 1 8 3 度の線と I と J とを結んだ線との交点
 点ヘ I と J とを結んだ線上 I から 1 , 3 0 0 メートルの点
 点ト P から 1 1 1 度 3 8 8 メートルの点
 点チ P から 1 1 0 度 4 7 0 メートルの点
 点リ P から 1 2 3 度 3 0 分 4 8 5 メートルの点
 点ヌ P から 1 9 7 度 5 9 0 メートルの点
 点ル P から 1 9 4 度 2 0 分 6 2 0 メートルの点
 点ヲ P から 1 2 9 度 4 0 分 5 0 5 メートルの点
 点ワ P から 1 3 6 度 3 0 分 5 3 5 メートルの点
 点カ Q から 1 2 5 度 5 2 5 メートルの点
 点ヨ Q から 1 2 0 度 2 0 分 5 3 5 メートルの点
 点タ Q から 1 1 5 度 3 0 分 6 3 0 メートルの点
 点レ Q から 9 3 度 4 5 分 8 1 5 メートルの点
 点ソ Q から 8 6 度 1 , 0 6 5 メートルの点
 点ツ Q から 8 8 度 1 , 0 3 5 メートルの点
 点ネ Q から 9 0 度 1 5 分 1 , 0 9 0 メートルの点
 点ナ Q から 8 2 度 3 0 分 1 , 2 3 5 メートルの点
 点ラ D から 1 2 6 度 3 0 分 4 7 5 メートルの点
 点ム D から 1 1 8 度 2 0 分 3 5 0 メートルの点
 点ウ D から 1 3 5 度 4 0 分 1 4 0 メートルの点

- 4 次のイ、ロ、ハ、ニ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域
- 基点 A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
 基点 B 福岡県行橋市蓑島山頂上
 基点 C 宇部市大字沖宇部芝中沖埋立地 - 1 0 . 0 メートル岸壁西端から西へ 1 2 0 メートルの点に設置した標識
 基点 D 福岡県と大分県との境界 (山国川河口中央点)
 基点 E 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ 1 , 0 8 0 メートルの点に設置した標柱
 点イ A と B とを結んだ線上 A から 5 , 0 0 0 メートルの点
 点ロ A と B とを結んだ線の中央点
 点ハ C と D とを結んだ線の中央点
 点ニ E から 1 8 0 度 4 , 4 0 0 メートルの点

- 5 次の A、イ、ロ、C の各点を順次結んだ線及び D、ハ、E の各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点 A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識
 基点 B 福岡県行橋市蓑島山頂上
 基点 C 宇部市西沖干拓護岸東端から護岸沿いに西へ 1 , 0 8 0 メートルの点に設置した標柱
 基点 D 山陽小野田市大字小野田本山岬本山観音前に設置した標柱
 基点 E 〃 西沖干拓護岸西端屈曲部から東へ 1 2 1 メートルの点に設置した標識
 点イ A と B とを結んだ線上 A から 5 , 0 0 0 メートルの点
 点ロ C から 1 8 0 度 4 , 4 0 0 メートルの点

点ハ D から 9 4 度 4 5 5 メートルの点

6 次のイ、ロ、ハ、イの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点 A 山陽小野田市大字小野田本山岬南端に設置した標識

基点 B 北九州市門司区網の鼻東端

基点 C 福岡県行橋市蓑島山頂上

点イ A と B とを結んだ線の中央点

点ロ A と C とを結んだ線の中央点

点ハ A と C とを結んだ線上 A から 5 , 0 0 0 メートルの点